

答 申

審査請求人ら（以下、「請求人父」「請求人娘」といい、併せて「請求人ら」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）27条1項3号の規定に基づく入所措置を解除する処分及び同項2号の規定に基づく児童福祉司指導措置を解除する処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、いずれも請求人父に対して、令和3年3月29日付けの措置解除決定通知書（以下「本件処分1通知書」という。）により行った法27条1項3号の規定に基づく請求人娘に係る児童養護施設への入所措置を解除する処分（以下「本件処分1」という。）及び同日付けの措置解除決定通知書（以下「本件処分2通知書」という。）により行った同項2号の規定に基づく請求人父に係る児童福祉司指導措置を解除する処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）のそれぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件各処分はいずれも違法又は不当であるとして、それぞれの取消しを求めている。

- (1) 本件は本件施設の施設内差別及び虐待により突然令和3年3月5日急遽に追い出された。本人の意思に関係なく本件施設の〇〇氏による強制的に監護を放棄する。強制的放逐して日時は令和3年3月5日よって日時も捏造する。よって施設運営を行う資

格及び資質調査を求める。

- (2) 施設においておこずかいを着服し金銭の流用に疑義があり調査を求める。
- (3) 児童相談所の〇〇による子を守る児童相談所が子の保護をするべきことを放棄、施設側と同調して子を放逐する違法行為加担して公務員として資質を調査及び懲戒を求める。
- (4) 解除理由の適正な理由は施設内虐待における理由に変更を求める。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年2月22日	諮問
令和5年4月11日	審議（第77回第3部会）
令和5年5月23日	審議（第78回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 都道府県知事への報告

法26条1項は、児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならないとし、その1つとして、1号に、法27条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することを挙げる。

(2) 指導措置・入所措置

法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による

報告のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならないとし、そのうち、2号に、児童又はその保護者を児童福祉司に指導させることを、3号に、児童を児童養護施設等に入所させることを挙げる。

東京都においては、法27条1項の措置を採る知事の権限は、法32条1項及び児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号により、児童相談所長に委任されている。

2 本件各処分についての検討

- (1) 本件においては、請求人娘と請求人父との関係不調の状態があり、今後も父子間不和に起因する家出が懸念される状況があったことから、令和2年5月28日、請求人娘の適切な保護及び心身の状況等を把握するために本件一時保護がされ、同年8月26日、請求人娘の家族関係を調整すること及び自立に向けた支援が必要であるとして本件入所措置が開始されたものであるところ、請求人娘が本件施設に入所した後次第に無断外泊をするようになるなど施設のルールを守らなくなったり、施設職員に対して反発や暴言をしたりするなどして、本件施設での支援を継続することが困難な状況が生じたことから、担当職員は、かかる状況があることを踏まえて、今後の対応について請求人娘、請求人父及び母それぞれから意見を聴取したことが認められる。

その後、担当職員は、令和3年3月、請求人娘から、法に基づく施設での生活ではなく、自活生活をしたいとの意思があることを確認し、また、請求人父及び母から、請求人娘との間で、高校の進級に伴い請求人娘が一人暮らしをし、請求人父がそのための家賃を支払うという話が進んでおり、実際に請求人父が請求人娘の一人暮らしのための部屋の賃貸借契約の手続を進めていることなど、保護者として請求人娘の援助を行っていることを確認していることが認められる。

以上の事情からすれば、処分庁が、請求人娘が自活生活を希望し、保護者である請求人父が請求人娘を支援していることが確認できたことを理由に、本件入所措置を解除する判断をしたことには不合理な点はない。

(2) また、本件入所措置と同じく令和2年8月26日に行われた請求人父に対する本件指導措置は、家族関係を調整すること及び自立に向けた支援が必要であるとして請求人娘に対する本件入所措置を開始したことに伴い、保護者である請求人父と定期的に話をする機会を持ち、請求人娘のことに関し助言・指導を行うことを内容とするものと解されるどころ、請求人娘が自活生活をする事となり、保護者である請求人父が請求人娘を支援していることが認められるとして本件入所措置を解除することとなったことからすれば、処分庁が、請求人娘が保護者である請求人父の監護の下で自活生活となることを理由に本件指導措置を解除する判断をしたことには不合理な点はない。

(3) そうすると、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点があったとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件各処分の違法性又は不当性を主張しているものと解されるが、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点がないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分にはいずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一